

香南市の入札・契約制度に関する  
報告書

令和6年3月21日

香南市入札・契約制度検討委員会

はじめに

令和2年12月に市が発注した市営住宅栄町A団地の解体工事を巡り、令和3年9月、市担当課長が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反と公契約関係競売入札妨害容疑により逮捕・起訴（後に起訴取り消し）され、元市議会議員と建設会社元社長が公契約関係競売入札妨害と贈収賄容疑で逮捕・起訴されるという事件が起きた。

事件の内容は、建設会社元社長が、元市議会議員に解体工事入札の最低制限価格を聞き出すよう依頼し、元市議会議員は、「香南市職員」から最低制限価格に近い金額を聞き出し、建設会社元社長に伝えて落札させ、同人から見返りに商品券を受け取ったというものであった。令和4年4月に元市議会議員に公契約関係競売入札妨害罪とあっせん収賄罪により執行猶予付き有罪判決が言い渡され、令和4年9月に建設会社元社長に公契約関係競売入札妨害罪と贈賄罪により執行猶予付き有罪判決が言い渡され、いずれも確定している。

令和3年9月以降、市は、全容解明に向け捜査機関等へ全面的に協力してきたが、判決では、情報漏えい元は「香南市職員」とされたものの、市の入札・契約制度やその運用における不備、また、市職員や組織のあり方・取り組みが不十分であった部分などについて示されることはなかった。

これまで、市として、官製談合防止法・独占禁止法研修の開催や制度の運用の変更等、様々な取り組みも進められているが、改めて、外部の有識者を委員とする委員会を設けることとし、市の入札・契約制度及びその運用等についての検証・提言等を目的とした当検討委員会が設置された。

当検討委員会は4回にわたり開催し、その検討結果についてとりまとめを行い、現在の制度等における課題と今後の取り組みについて、報告書として提示をするものである。

市においては、今後、不正行為の再発防止と市民の信頼の回復に向け、職員一丸となって全力で取り組んでいただくことを願う。

令和6年3月21日

香南市入札・契約制度検討委員会  
委員長 笹原克夫

## 目 次

I	香南市入札・契約制度検討委員会	1
II	市の入札・契約制度の現状	2
III	これまでの市の取り組み	6
IV	現在の制度等における課題と今後の取り組み	8
V	総括	12

## 資料

資料 1	香南市入札・契約制度検討委員会設置条例	13
資料 2	建設工事に係る入札・契約の事務の流れ	14
資料 3	建設工事に係る入札方法等の運用基準	15
資料 4	指名回避及び指名停止措置	16
資料 5	香南市入札及び契約事務に係る不正な働きかけへの対応要綱	18
資料 6	建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針	19

## I 香南市入札・契約制度検討委員会

1 委員会設置 令和5年4月1日

### 2 構成委員

役職	氏名	所属等
委員長	笹原 克夫	高知大学教育研究部自然科学系理工学部門 博士（農学） 教授
副委員長	梅森 実	高知県土木部参事兼土木政策課長
委員	有岡 正博	香南市監査委員
委員	櫛田 祐介	弁護士
委員	中村 智砂	（公財）こうち男女共同参画社会づくり財団専務理事 こうち男女共同参画センター「ソーレ」館長

### 3 所掌事務(香南市入札・契約制度検討委員会設置条例第2条)

- (1) 本市における入札・契約制度の検証等に関すること。
- (2) 今後の本市における入札・契約制度の運用についての提言等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

※香南市入札・契約制度検討委員会設置条例については、巻末の資料1のとおりである。

### 4 開催状況

回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和5年6月5日	・委員長、副委員長の互選 ・当検討委員会の設置までの経過について ・市の入札・契約制度について ・今後のスケジュール等について
第2回	令和5年8月17日	・職員等への研修及び周知等について ・監査結果報告への対応について ・落札率の経年変化について ・積算価格等の取扱いについて ・市の入札・契約制度における課題について
第3回	令和5年11月20日	・市の入札・契約制度における課題について ・報告書について
第4回	令和6年2月15日	・市の入札・契約制度における課題について ・報告書について

## Ⅱ 市の入札・契約制度等の現状

### 1 入札・契約手続

#### (1) 発注区分

市の発注区分は、次の3区分に分けている。

- ア 建設工事・・・建物、道路、橋など構造物を新設、改修、解体する建設工事。
- イ 測量・建設コンサルタント等業務・・・建設工事をするために必要な測量、設計、監理、調査等を行う委託業務。
- ウ 物品購入及び役務の提供・・・消耗品や備品等の購入業務である物品購入、人的サービスの提供を受ける役務の提供。

#### (2) 契約方式

##### ①一般競争入札

市では、制限付き一般競争入札を実施しており、対象となるのは設計金額及び業種ごとに下記のものである。

- ア 130万円を超える建設工事（土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、電気、管、舗装、水道施設、解体の8業種）
- イ 5,000万円以上の建設工事（アの8業種以外の21業種）
- ウ 200万円以上の測量・建設コンサルタント等業務
- エ 2,000万円以上の物品購入
- オ 30万円を超える普通財産の売却

※契約管財課が、ア～ウは電子入札、エ・オは紙入札で実施

建設工事のうちアの8業種については、市内に受注できる業者が多く、市内の業者のみで入札が可能な業種であるため、地方自治法施行令第167条の2に規定の随意契約をできる金額である130万円を超える場合は、基本的には一般競争入札を適用することとしている。

また、測量・建設コンサルタント等業務のうち設計等委託業務については、5,000万円以上が一般競争入札としており、当初は5,000万円以上に適用をしていたが、平成24年度から1,000万円以上、令和5年度からは200万円以上と適用を順次拡大している。

##### ②指名競争入札

対象となるのは、①一般競争入札以外で次のものである。

- ア 130万円を超え、5,000万円未満の建設工事（①アの8業種以外の21業種）
- イ 50万円を超え、200万円未満の測量・建設コンサルタント等業務
- ウ 80万円を超え、2,000万円未満の物品購入
- エ 50万円を超える役務の提供等

※ア・イは契約管財課が電子入札、ウ・エは担当部署が郵便入札で実施

### ③随意契約

設計金額により、見積もり合わせ（※1）と特命随契（※2）に分けており、それぞれ対象となるのは、下記のものである。

- ア 10万円を超え、50万円以下の委託業務（2者以上の見積もり合わせ）
- イ 10万円を超え、80万円以下の物品購入（2者以上の見積もり合わせ）
- ウ 30万円を超え、130万円以下の建設工事（2者以上の見積もり合わせ）
- エ 10万円以下の委託業務、物品購入（特命随契）
- オ 30万円以下の建設工事（特命随契）

※すべて担当部署が実施

特命随契については、エ・オ以外にも、金額にかかわらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号の規定に該当し、その契約の性質又は目的により2者以上から見積書を徴取する必要がないと認められる場合は可能としている。

※1 見積もり合わせ・・・原則市内業者を優先し、2者以上を選定したうえで、価格競争により契約の相手方を決定するもの

※2 特命随契・・・競争によらず、特定の1者を契約の相手方とするもの

### （3）総合評価方式による入札

一般競争入札や指名競争入札など競争入札においては、入札に参加した者のうち、原則として市にとって最も有利な価格で入札をした者を契約の相手方とするが、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価し、最も評価の高い者を落札者とすることができる方法が総合評価方式である。

総合評価方式による一般競争入札又は指名競争入札は、市長が適当と認める設計金額5,000万円以上の建設工事において適用している。直近では、令和元年度に1件実施され、その後実績はない。

### （4）建設工事に係る入札・契約の事務の流れ

市の発注区分は、（1）発注区分のとおり、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品購入及び役務の提供の3区分に分かれており、職員はこの区分を契約管理システムへ入力して、事務を進めている。

建設工事の入札から契約までの事務の流れは、巻末の資料2のとおりである。

## 2 建設工事に係る市独自の入札制度の運用

### （1）香南市内に営業所を置く業者の取扱い

市発注の建設工事等における入札参加資格の地域要件として、市内の営業所を受任者とする業者を対象とした場合は、平成28年度までに入札参加資格があり、その後も継続して入札参加資格を有する者に限定して参加可能としている。

## (2) 緊急水道当番届出者に限定した入札

市では、水道施設工事及び給排水設備を伴う管工事について、「緊急水道当番届出者（※）」に限定して一般競争入札を行っている。

※緊急水道当番届出者・・・市では、休日・夜間の上水道本管破損等、緊急対応が必要な場合に、「緊急水道当番」の届け出を行っている業者にその対応を依頼している。

## 3 建設工事に係る入札方法等の運用基準

運用基準として、(1) 建設工事の発注標準額に対する等級、(2) 入札参加業者の等級格付基準、(3) 指名競争入札における指名業者数については、巻末の資料3のとおりである。

## 4 建設工事に係る予定価格及び最低制限価格

### (1) 予定価格

予定価格は、市が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準としてあらかじめ設定し、入札の際に有効となる契約金額の上限となるものである。

適切な積算を行わず入札参加した業者が受注する等の弊害が生じるおそれがあることから、予定価格は事後公表としている。

### (2) 最低制限価格

最低制限価格は、入札の際に、有効となる契約金額の下限となるものである。

市では、設計金額130万円を超える工事及び50万円を超える建設工事に係る委託業務に、最低制限価格を設定している。

## 5 建設工事に係る情報公開(設計金額、予定価格及び最低制限価格)

### (1) 設計金額

設計金額は、情報公開請求により、契約締結後に開示している（ただし、部分開示の場合もある）。

### (2) 予定価格及び最低制限価格

予定価格及び最低制限価格は、落札者の決定後に公表している。

## 6 指名回避及び指名停止措置

市が発注する建設工事の適正な施工を確保するため、不正行為への抑止力として、指名回避及び指名停止に関して必要な事項を定めており、内容は巻末の資料4のとおりである。

## 7 不正な働きかけへの対応

市が発注する建設工事等に係る入札・契約やこれらに関する事務について、職員が特定の者の利益又は不利益を目的とした不正な働きかけを受けた場合の対応については、香南市入札及び契約事務に係る不正な働きかけへの対応要綱により、対象となる行為・ならない行為や、働きかけ

を受けたときの記録・報告等について規定している。なお、対応要綱の内容は、巻末の資料5のとおりである。

なお、これまでに不正な働きかけについて、対応報告書が提出された実績はない。



### Ⅲ これまでの市の取り組み

市では、これまで、主に事件発覚以降、建設工事等に関する入札・契約制度や職員研修等について、次のような取り組みを行ってきた。

#### 1 制度に関する取り組み

##### (1) 情報漏えいのリスク減少のための取り組み

###### ア 建築工事における金入り設計書の開示

令和4年度から、建築工事における金入り設計書について、情報公開請求があった場合、可能な限り全開示する方針を示している。具体的には、権利利益を損なう恐れがあるとして非開示にしていた設計書の単価表について、設計業者の同意を得られた単価を開示する方針を示した。

このことにより、積算内容の透明性が一定担保され、予定価格等の情報漏えいを働きかける動機の減少に繋がっている。

###### イ 予定価格調書作成時期の変更

契約管財課が行う競争入札において、予定価格調書の作成は入札期間中又は入札期間前に行っていたが、令和5年2月以降は、原則入札締め切り後に変更している。

このことにより、予定価格及び最低制限価格の漏えいの危険性は低減している。

###### ウ 積算資料の取扱いの徹底

市では、金入り設計書や予定価格調書について決裁後の保管等取扱いルートを規定しており、書類の施錠保管やデータ管理方法などについても、契約管財課から通知している。しかし、事件発生当時、当該案件に関しては、書類の施錠保管やデータ管理における取扱いのルールが守られていなかった。

事件後、契約管財課から、取扱いについて改めて庁内ネットワークによる周知がされ、また、契約事務研修において過去に発生したミス事例として紹介し、職員間で共有をするなど対応を行っている。

##### (2) 競争性の確保のための取り組み

指名業者の固定化や落札率が高くなっている業務があったことへの対応として、令和5年度から、測量・建設コンサルタント等業務における一般競争入札の適用拡大を行っている。

このことにより、競争性の確保と談合防止に繋がっていると考えられる。

##### (3) その他

130万円を超える建設工事や50万円を超える工事に係る委託業務等、契約管財課にて入札事務をおこなっている案件について、令和5年度から電子契約を導入した。

紙契約と電子契約との選択式だが、契約管財課が行っている契約のうち97.5%が電子契約になっている。(令和6年2月までの200件のうち195件)

紙契約では契約にかかる日数や事務負担が大きかったが、電子契約では、契約書の作成手間

の軽減、郵便料等経費節減といった業者の利便性向上及び市の業務効率化が図られている。また、市職員と業者との対面接触の機会が減ることとなり、不正防止の一端を担っていると考えられる。

## 2 職員研修等に関する取り組み

### (1) 契約事務に関する研修

契約事務に関する研修については、以前から契約管財課による研修を実施しており、近年は、契約事務の基礎的な知識や事務の流れ等の内容で行っている。

令和5年度は、前年度の監査委員による定期監査の指摘内容も踏まえ、対象者を階層・職種別に分け、契約事務の基礎的内容をベースとしつつ、それぞれの職域で注意すべき点等を取り入れるなど、階層に応じた内容で行われた。

また、会計事務、市単独補助金に関する研修とあわせて契約事務に関する研修も行っている。(表1中、備考欄の※が該当)

【表1】 研修の開催状況

年度	開催月	回数	対象者	人数	備考
3	7～8月	6	係長以下全職員	165	※
	2月	3	新規採用職員、その他希望者	63	
4	7月	2	新規採用職員、勤続2～5年目職員、その他希望者	42	※
	2～3月	2	新規採用職員、その他希望者	39	
5	4～5月	6	課長補佐、係長級	98	
	6月	2	保育所の所長及び副所長、幼稚園の園長及び教頭	24	
	6～7月	3	新規採用職員	31	
	7～8月	3	管理職	31	
	7月	2	新規採用職員、勤続2～5年目及び会計年度任用職員のうち希望者	17	※

### (2) 官製談合防止法・独占禁止法研修

令和4年度から、公正取引委員会から講師を招き、入札談合の未然防止や関連する法制度等についての内容で研修を行い、初年度は市議会議員や市長等も受講している。

対象者は、発注担当職員、契約担当職員、係長以上の職員としており、令和4年度は89人、令和5年度は74人の職員等が受講している。

### (3) コンプライアンスに関する研修

以前から、毎年継続して総務課が実施している。令和3年度からは、新規採用職員、過去未受講職員、会計年度任用職員を対象として、グループワークを取り入れた形式で実施し、令和5年度は、過去の市の懲戒処分等の事案について、概要や処分内容の一覧を資料として配布するなど、市の現状や具体的な事例を踏まえた内容で行われた。

令和3年度は54人、令和4年度は84人、令和5年度は122人が受講している。

#### IV 現在の制度等における課題と今後の取り組み

当検討委員会における市の現在の制度等についての検証の結果、建設工事等に関する入札・契約制度そのものと制度を運用する職員のそれぞれにおいて、次のような課題があると考えます。

##### 1 建設工事等に関する入札・契約制度における課題と今後の取り組み

市の制度の運用等については、次の点について、課題として今後取り組む必要がある。

###### (1) 香南市内に営業所を置く業者の取扱いについて

市発注の建設工事等における入札参加資格の地域要件として、市内の営業所を受任者とする業者を対象とした場合は、平成28年度までに入札参加資格があり、その後も継続して入札参加資格を有する者に限定して参加可能としている。

「平成28年度までに入札参加資格があった」という点において、一部の業者の既得権益化に繋がり、新規参入を制限していることは公平性・透明性に欠ける。

一方で、これまで長年、行政からの発注に限らず民間の工事等も請け負い、地域に根差して香南市のインフラ整備等に貢献している業者があることも事実であり、また、今後、市内に営業所を置く業者の存在は、大規模災害時の災害復旧における重要な役割として期待できる。

これらを踏まえ、「平成28年度までに入札参加資格があった」という制限を廃止したうえで、市内に営業所を置く業者という地域要件は残し、新規参入を可能としたうえで、一般競争入札において、加点评価を行う方向での検討が必要である。

###### (2) 入札参加基準の見直しについて

ア 市が発注する建設工事については、業種ごとに入札に参加できる業者の等級の規定があり、発注標準額に係る等級と当該等級の直近上位の等級に属する業者が有資格者となる。

土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事の3業種を除き、基本的に、上位の等級に属する業者は、直近下位の等級の発注工事に参加できるが、土木一式工事及び建築一式工事については、特例が規定されている。

土木一式工事の特例は、上位の等級に属する業者は、直近下位の等級の工事に参加できることに加え、B等級業者は上位等級（A等級）の工事にも参加できるとなっている。建築一式工事の特例は、A及びB等級業者は、直近及び2等級下位の工事に参加できるとなっている。

【図1】

設計金額 (税込)	土木一式		建築一式	
	A	A※	A	A※
1億円	A	A※	A	A※
5,000万円	A	B	A	
3,000万円	B		B	A
2,500万円	B		C	B
1,000万円	C	B		
500万円	C		D	B
130万円	D			
	本則	特例	本則	特例

「A※」は特定JVで行う場合がある

つまり、図1のとおり、建築一式工事は、A～C等級のすべてにおいて上位の等級に属する業者が下位の等級の工事に参加できるという特例適用となっているが、土木一式工事は、B等級業者のみが上位及び下位等級の両方の工事に参加できる特例適用となっており、一貫性に欠ける。土木一式工事についても建築一式工事と同様、基本的には、上位等級が下位等級の工事に参加できるという考え方により、特例の見直しを検討すべきである。

イ 災害復旧においては、がけ崩れや水路復旧など少額の工事が多く、短期間に、主にD等級工事が発注される。市内のD等級業者数は多いが、入札参加業者数は少ないため、一業者の複数工事の同時受注には限界があり、入札不調や不落が発生しやすい。

災害復旧は市民生活にも影響を及ぼすものも多いため、災害復旧におけるD等級の工事については、直近上位のC等級のみでなく他の上位等級も参加可能とする、災害復旧工事に限定した特例についても検討が必要である。

あわせて、業者が通常の工事で多忙な状況でも、災害復旧工事の入札に参加し、落札・受注してもらいやすい仕組みを作る必要がある。高知県で試行している、災害復旧工事を落札した業者には、総合評価方式による一般競争入札を行う際に加点する方法等も参考にされたい。

### (3) 一般競争入札参加資格における実績要件の設定について

建設工事及び設計等委託業務の一般競争入札の実施においては、入札参加資格要件として、対象工事と同種・類似工事の施工実績などを要件とすることができる。品質の確保、施工期間の短縮（工期内施工）などの担保には、実績要件の設定は一定必要であり、特に問題はないと考えるが、特定の業種において、この実績要件を必要以上に設定している場合があり、実質、入札参加の制限につながっている。

過度の設定は、競争性が失われてしまうため、入札参加要件として実績を設定するのではなく、落札者を選定する過程で実績を評価する総合評価方式の方向で検討が必要である。

### (4) 競争入札に参加可能な業者数の基準

主に建設工事の一般競争入札において、地域要件や入札参加業者の等級要件等により、参加できる業者数が少なく、「建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針(※)」で定めている指名業者数を下回っている場合がある。

市内に本店を置く業者が少ないことから、やむを得ない状況とも考えられるが、一方で、競争性の確保ができておらず、また、参加業者が固定化してしまうことは、談合等といった不正に繋がりがかねない。

競争性の確保、公平性の担保という観点からすると、市内に本店を置く業者のみで入札参加業者数が不足するのであれば、市外、県外と地域要件を広げていかざるを得ないとする。運用方法の再検討が必要である。

※基本方針については、巻末の資料6のとおりである。

## (5) その他

このほか、II 2 建設工事に係る市独自の入札制度の運用で記載のとおり、市の緊急水道当番届出者であることが入札参加資格要件となっている工事があり、この点については、入札制度のみの観点からすると、公平性・公正性に欠けているといえる。緊急水道当番制度と入札制度は切り離して整理し、水道管の緊急対応については、維持管理契約の締結など適切な方法への見直し・検討が必要である。あわせて、災害復旧工事と同様、総合評価方式による一般競争入札を行う際に加点する方法など、業者に水道管の緊急対応に従事してもらいやすい仕組みづくりへの取り組みも必要だろう。

この課題については、行政サービスの質・あり方にも影響するものであり、当検討委員会で一定の結論まで出せるものではない非常に困難な課題である。今後、他自治体の状況等も研究しながら、透明性のある形で議論・検討を続けていただきたい。

また、制度上の課題を解決するためには、今後、具体的な制度設計の検討が必要になってくる。その際には、契約管財課のほか、土木・建築・上下水道など各事業を所管する部署の担当職員で構成するチームなどで検討し、透明性・競争性の確保に努めていくことが必要である。

## 2 制度を運用する職員における課題と今後の取り組み

制度の適切な運用を行うためには、市長、副市長も含め制度に関わる職員等の意識及び事務能力の向上が必要不可欠であり、そのためには育成のための各種研修の実施、職員に対する情報の周知徹底が重要である。

### (1) 契約等に関する事務能力の向上

これまで取り組んでいる契約事務に関する研修については、外部委託や他自治体等との連携による効率化も検討しながら、引き続き、市の実情・実務にあった研修を、継続して開催していくことが大切である。令和4年度から取り組んでいる官製談合防止法・独占禁止法研修についても、継続して実施していくべきである。なお、研修の実施については、組織規模の大きい高知県の実施状況や方法等も参考にされたい。

また、職員が契約事務を行う際に相談・問い合わせができる体制を整え、研修だけに終止しない体制づくりへの取り組みも必要である。

### (2) 不正な働きかけに応じない体制づくり

職員の意識の維持・向上のため、コンプライアンス研修については、定期的に繰り返し受講させるべきである。

不正な働きかけへの対応については、対応要綱とあわせて、不正な働きかけの相手方の範囲やどのような行為が該当するのかなど職員向けの実施マニュアルが作成されているが、策定当時に職員に周知された程度で、研修等も行われておらず取り組みが不十分である。今後、研修へ取り入れるなど、機会を捉えた職員への周知等を行っていく必要がある。

そして研修等を通して、「誰」からの「どのような行為」が該当するのかなど「不正な働きかけ」について改めて認識を深め、職員一人ひとりが、不正な働きかけに断固として応じないという強い意志を持つとともに、次の（３）で述べるような職員以外の執務室への入室の制限の徹底など職場環境や雰囲気づくりを行い、組織として不正な働きかけに応じない、また不正を許さないという強固な体制づくりへの取り組みを求める。

なお、職員研修に関しては、全体的に対象者を希望者とする研修が多いが、受講対象者を指名する方法を取り入れるべきである。例えば、不適切な事務処理等が発生した部署の職員に受講させるなどである。

ほかにも、管理職等による声かけといった受講催促、職場体制の配慮などに取り組み、未受講であることを良しとしない職場の雰囲気づくりも必要である。

### （３）情報管理体制の強化

情報管理体制については、物理的及び人的の両面から強化に取り組み、情報漏えいのリスクの低減に努めるべきである。

物理的な面においては、金入り設計書等積算資料が関係者以外の目に触れない体制づくりとして、職員以外の執務室への入室の制限の徹底、回議時に決裁関係者以外に見られないような工夫、決裁後の関係書類の保管・施錠の徹底、電子データの保管場所やパスワード管理の徹底への取り組みが必要である。

人的な面においては、職員が運用ルールを順守することが大切である。職員に対する運用ルール等様々な情報の周知を行う際には、紙媒体といったあえてアナログな方法をとる、より効果的な周知のタイミングを計るなど、周知徹底方法について工夫をしていただきたい。

そして、職員の意識の中に浸透し根差すような徹底した情報提供を行うことで、情報管理体制の強化に取り組むべきである。

### （４）課題改善等へ組織全体で取り組む体制づくり

市の定期監査等、監査委員による監査においては契約事務等についても様々な指摘を受けている。監査における指摘に対する改善等については、指摘を受けた部署から措置状況が報告されているが、契約事務に限ることに限らず、改善が徹底されず、翌年度以降も同内容の指摘を受けていることがある。

入札・契約制度と直接的に関係はしていないが、組織として改善等への対応が不十分な状況は、入札・契約制度において改善策がとられた場合においても、確実に実行されないことが懸念される。

改善等への対応を徹底するために、まず部署内において指摘事項や課題の共有が必要である。

また、指摘事項には、指摘された部署に限らずどの部署で発生してもおかしくない内容もある。通知という形式による一方向でなく、双方向に職員間で議論をし、内実化を図り、さらに、組織全体で共有、内部統制が図られる体制づくりをしていくべきである。

## V 総括

香南市の入札・契約制度、特に建設工事等に関する入札・契約制度に焦点を当て、制度そのものと制度を運用する職員のそれぞれにおける課題等とその改善等取り組みについての検討を行い、提示をさせていただいた。

制度そのものについての課題については、可能なものから取り組み、改善を進めていただきたい。制度を運用する職員についての課題は、個人の資質による部分も否めない点はあるが、それを個人の問題だけに終始せず、組織全体での情報共有、意識の醸造、体制等の構築といった、組織としての取り組みが必要であり大切といえる。

また、委員会の中で、以前は契約前に業務内容の検討について、業者に協力してもらおうこともあるという話もあった。これは、実質的に契約前の業者の業務遂行と見なすべき案件がほとんどであると考えられ、これは「契約後に役務等の提供が行われる」という公共調達原則に反する行為である。ただし、業務を緊急に行う必要がある場合や、業務内容が複雑化・高度化しており、市のみでは業務の仕様を決定できない場合などは、契約前に業務を実施することができる制度もある。例えば、災害復旧のように緊急対応を要する業務は、業者と市の間で、協定によって契約前に役務の提供を了解することが行われている。これらは契約前の役務の提供の必要性が明確に説明できるものであり、通常の業務とは明らかに性格が異なる。すべての業務について、契約前の業務遂行が許されるものでないことは明らかである。

本報告書は現時点の課題等と改善策を提示するものだが、これをもって課題がすべて解決し、改善が完成するものではない。

入札・契約制度については、継続して分析・検証を行っていく必要があるものといえる。市職員には、よりよい制度の構築・運用に向け継続的に取り組んでいただきたい。そのような姿勢こそが、外部に対する「不正を行わない」という意志の表明であり、市職員に対する不正な働きかけを抑止するための方策であると考えられる。

改めて、市の全職員が公務に携わるものとしての使命を深く意識するとともに、公平・公正な立場で、的確かつ適切に業務を遂行しなければならないという責任感を持って取り組んでいただくことを期待する。

## 資料1 香南市入札・契約制度検討委員会設置条例

### (設置)

第1条 市が発注する公共工事等に係る入札・契約制度に関し、透明性及び公平性の確保並びに競争性の向上を図り、本市が公正かつ適切に運用していくことを目的として、客観的な検証を行い必要な事項を検討するため、香南市入札・契約制度検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市における入札・契約制度の検証等に関すること。
- (2) 今後の本市における入札・契約制度の運用についての提言等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、有識者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、前条に規定する事務が終了する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### (説明又は意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

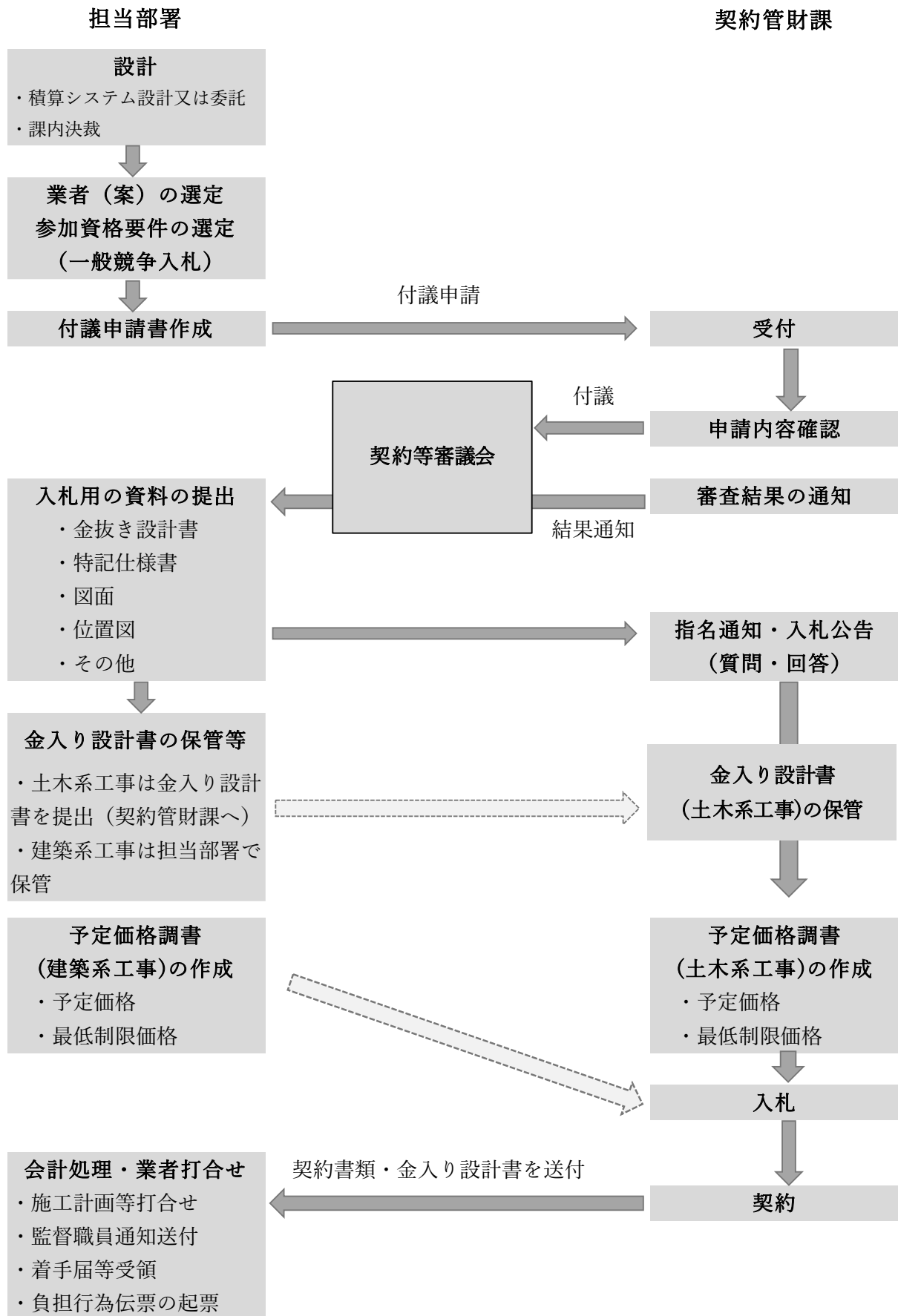
- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に招集される委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。



資料2 建設工事に係る入札・契約の事務の流れ



### 資料3 建設工事に係る入札方法等の運用基準

#### (1) 建設工事の発注標準額に対する等級

##### ① 土木工事一式

等級	発注標準額
A	5,000万円以上
B	2,500万円以上 5,000万円未満
C	500万円以上 2,500万円未満
D	500万円未満

##### ② 建築工事一式

等級	発注標準額
A	5,000万円以上
B	3,000万円以上 5,000万円未満
C	500万円以上 3,000万円未満
D	500万円未満

##### ③ 電気工事・管工事・水道施設工事・解体工事

等級	発注標準額
A	500万円以上
B	4,000万円未満

##### ④ その他の工事 ※①～③以外の業種の工事

等級	発注標準額
A	1,000万円以上
B	1,000万円未満

#### (2) 入札参加業者の等級格付基準

	A	B	C	D
土木一式工事	1200以上	1199～880	879～660	659以下
建築一式工事	760以上	759～660	659～570	569以下
その他の工事	790以上	789以下	—	—

#### (3) 指名競争入札における指名業者数

区分	業者数
1,000万円未満の建設工事	6者以上
1,000万円以上1億円未満の建設工事	8者以上
1億円以上の建設工事	12者以上
建設工事に係る測量・設計等委託業務	8者以上
その他の委託業務	6者以上

#### 資料4 指名回避及び指名停止措置

##### (1) 指名回避

措置要件	期間
談合があった可能性が高く市長が当該競争入札を無効とする決定をしたとき	1月以上3月以内
その他市長が指名回避をする必要があると認めたとき	市長が別に定める期間

##### (2) 指名停止

香南市建設工事請負業者指名停止措置要綱に規定の措置基準のうち、贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合について抜粋。

##### ◎贈賄

措置要件	期間
<p>次の①～③の者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>① 代表役員等 ② 一般役員等 ③ 有資格業者の使用人で②に掲げる者以外のもの (以下「使用人」という)</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>7月以上28月以内 6月以上24月以内 4月以上16月以内</p>
<p>次の①～③の者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>① 代表役員等 ② 一般役員等 ③ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>6月以上24月以内 4月以上16月以内 2月以上10月以内</p>
<p>次の①～③の者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>① 代表役員等 ② 一般役員等 ③ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>4月以上16月以内 3月以上12月以内 2月以上8月以内</p>

◎独占禁止法違反行為

措置要件	期間
市発注の業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6月以上24月以内
県内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負の契約の相手方として不相当であると認められるとき(上記の場合を除く)。	当該認定をした日から 5月以上20月以内
県外において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 4月以上16月以内

◎競売入札妨害又は談合

措置要件	期間
市発注の業務に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を 知った日から 7月以上28月以内
市発注の業務に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を 知った日から 4月以上24月以内
他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を 知った日から 5月以上24月以内
次の①又は②の者が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を 知った日から
① 県内の他の公共機関の職員	3月以上20月以内
② 県外の他の公共機関の職員	2月以上16月以内

## 資料5 香南市入札及び契約事務に係る不正な働きかけへの対応要綱(抜粋)

(対象となる行為)

第2条 対象となる不正な働きかけは、契約事務に関し、職員に対して勤務時間の内外にかかわらず行われる行為で、次に掲げるものをいう。

- (1) 発注方法、参加資格要件等について、特定の事業者が参加できるよう又はできないよう便宜を要求する行為
- (2) 随意契約、分割発注等について、特定の事業者が受注できるよう又はできないよう便宜を要求する行為
- (3) 指名競争入札において、特定の事業者を指名すること又はしないことを要求する行為
- (4) 公表前における設計金額、予定価格及び最低制限価格に関する情報を要求する行為
- (5) 公表前における入札参加者の名称又は数に関する情報を要求する行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該行為により特定の事業者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれがあることを要求する行為

(対象とならない行為)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行為については、不正な働きかけの対象としない。

- (1) 社会通念上の営業行為の範囲内であることが明らかな行為
- (2) 陳情書、要望書等の書面によるもので、特定の事業者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれがない行為
- (3) 不特定多数の者が傍聴できる公開の場（市議会、審査会、公聴会等をいう。）で行われた行為
- (4) 単に入札に関する事実又は手続きの確認であることが明らかな行為

(職員の責務)

第4条 職員は、不正な働きかけを受けたときには、当該不正な働きかけを行った者（以下「相手方」という。）に対し、応じられない旨及び記録する旨を伝えなければならない。

2 職員は、不正な働きかけと思われる行為を受けたときには、可能な限り複数で対応するよう努めるものとする。

(報告の義務)

第5条 不正な働きかけを受けた職員は、速やかに当該不正な働きかけの内容を不正な働きかけ対応報告書（別記様式。この条において「報告書」という。）に記録し、所属長及び契約管財課長を経由し、市長及び副市長に報告しなければならない。ただし、不正な働きかけに応じられない旨を伝え、相手方がその内容を撤回した場合には、報告書の作成を要しないものとする。

## 資料6 建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針(抜粋)

### 第1 入札・契約手続

#### 2 指名競争入札

指名競争入札を行う場合の指名業者数は、原則として次のとおりとする。

ア 請負対象金額 1,000 万円未満の建設工事	6 者以上
イ 請負対象金額 1,000 万円以上 1 億円未満の建設工事	8 者以上
ウ 請負対象金額 1 億円以上の建設工事	12 者以上
エ 建設工事に係る測量・設計等委託業務	8 者以上
オ その他の委託業務	6 者以上